

## 第四次栗東市就労支援計画の振りかえりシートまとめ

資料5

### 第1章 栗東市就労支援計画の基本的な考え方

### 5.就労阻害要因や就労に関して求められていることの概要 第四次栗東市就労支援計画P3～P6参照

照会課	〈就職困難者等全般における就労阻害要因〉	ページ	〈就労阻害要因に対しての取り組み内容や評価〉	〈求められていること〉
人権擁護課 (コミセン治田西) ひだまりの家 社会福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 学校教育課 自治振興課 少年センター 発達支援課 商工観光労政課	●企業が就職困難者等の能力を把握しきれておらず、職域が十分に開拓されていない。	3	就労困難者が抱える阻害要因を把握するとともに定期的な状況確認を行い、訪宅、求人情報、各職業訓練等の状況提供により就労支援を図ることができた。（ひだまりの家） 就労アセスメントを活用した能力把握と、就労移行支援等を活用した一般企業就労に努めている。（障がい福祉課） 資格取得に向けた支援を行った。（商工観光労政課）	相談があつた場合に応じて情報・資料の収集。（人権擁護課・コミセン治田西） 就職困難者等の技術・技能の習得・向上や、資格取得に向けた支援が必要である。（ひだまりの家） 今後も継続した対応が必要。また、就労選択支援事業が開始されるため、より本人の能力把握に努めていく。（障がい福祉課） 企業における就職困難者等に対しての柔軟な受け入れ体制。（商工観光労政課）
	●働く場が不足している。 →?人材不足が今は問題になっているのに。（商工観光労政課）	3	相談に備えて、求人状況等を把握した。（人権擁護課・コミセン治田西） 公共職業安定所からの求人情報や各種職業訓練等、訪宅及びひだまりの家来館時に相談者へ提供し、就労支援につなげることができた。（ひだまりの家） 国や県の啓発事業への協力した。（障がい福祉課） 企業が求めている人材と、就職困難者等の雇用においてはギャップがある。（商工観光労政課）	公共職業安定所からの求人情報や各種職業訓練等を相談者に提供し、状況を確認することで、就労支援につなげていくことが必要である。（ひだまりの家） 啓発方法の検討が必要である。（障がい福祉課） 就職困難者等が就労しやすい環境づくり。（商工観光労政課）
	●就労に向けて働くことができる企業実習（職場体験）や、トライアル雇用を実施している企業が少ない。	3	公共職業安定所からの求人情報や各種職業訓練等を訪宅及びひだまりの家来館時に相談者へ提供し、就労機会の提供を行うことで就労支援につなげることができた。（ひだまりの家） 将来の就労に向けて、まずは一步踏み出す「働く体験事業」の実施に向けた取り組み。（社会福祉課） 就労移行支援事業所等が増加し、施設外就労（一般企業での就労体験）が増えている。（障がい福祉課） 令和7年度に市内企業へアンケート調査を実施することにより、職場体験が可能な企業についての把握を行う。（商工観光労政課）	就職困難者等の技術・技能の習得や、資格取得に向けた支援を通じて就労につなげていく必要がある。（ひだまりの家） 就労のハードルが高い方に向けた、仕事を少しだけ体験することができる環境の整備。（社会福祉課） 今後も継続した対応が必要である。（障がい福祉課） 就職困難者等に対して協力的な職場体験先を開拓していく。（商工観光労政課）
	●コミュニケーション、ソーシャルスキルを苦手とする就職困難者等が多く、対人関係の構築が不得手である。	3	継続して就労に就けない若年者や引きこもり状況の方については、各担当職員と連携し、訪宅で本人や家族から情報収集を行い、関係機関と連絡を密にして就労支援を行うことができた。（ひだまりの家） 多様なコミュニケーション手段の理解及び理解の促進等、合理的配慮の実施について啓発をした。（障がい福祉課） 相談者のソーシャルスキル向上を支援している。（少年センター） ルーティンワーク、視覚化、コミュニケーションツールの活用といった具体的な支援の提案を行った。（発達支援課） 面談や電話相談等において、個々に応じた具体的な助言を行った。（商工観光労政課）	相談内容に応じた支援と情報提供。（人権擁護課・コミセン治田西） 福祉事業所へのアウトソーシングや対人関係の構築を通じて就職困難者への就労につなげていくことが必要である。（ひだまりの家） 啓発方法の検討が必要である。（障がい福祉課） 基礎的なソーシャルスキル向上の支援。（少年センター） 支援者向けの合理的配慮に関する研修の開催、実践例の紹介（発達支援課） 就職後も支援を継続することで、安定して就労が継続できるようにサポートをしていく。（商工観光労政課）
	●家庭環境などを含む複合的要因を抱えている。	3	就労相談会等、関係機関との連携を図ってきた。（人権擁護課・コミセン治田西） 企業・事業所への人権問題の研修を通じて就労困難者への理解を深めることができた。（ひだまりの家） 重層的支援体制推進事業での多機関協働による課題解決に向けた取り組み。（社会福祉課） 働き・暮らし応援センターりらくや基幹相談支援センターみらい等と連携して対応した。（障がい福祉課） ケース会議等関係機関同士の連携を図っている。（少年センター） ケース会議や情報連携等により、関係機関と役割分担を行なながら支援を行った。（商工観光労政課）	相談に備え、アセスメントや支援方法の構築を図る。（人権擁護課・コミセン治田西） 就職困難者等の技術・技能の習得や、資格取得に向けた支援を通じて就労につなげていく必要がある。（ひだまりの家） 就労を阻害するさまざまな要因へ多方面からアプローチを行い、課題解決に向けて取り組む。（社会福祉課） 今後も継続した対応が必要である。（障がい福祉課） 適切なアセスメントによる支援。（少年センター） 相談支援体制の充実。（商工観光労政課）
	●就職困難者等に対して偏見や理解不足がある。	3	就労支援関係機関との連携により就職困難者への理解と情報共有を図ることができた。（ひだまりの家） 国や県の啓発事業への協力した。（障がい福祉課） 出前トークによる少年センターの役割周知にあわせて理解を促している。（少年センター） 企業訪問や資料送付により、啓発を行った。（商工観光労政課）	就労支援に関わる関係機関との連携や情報共有を図り、有効な就労支援システムの構築につなげていく必要がある。（ひだまりの家） 啓発方法の検討が必要である。（障がい福祉課） 啓発機会の活用。（少年センター） 就職困難者等の雇用促進に向けた企業への丁寧な働きかけ。（商工観光労政課）
	●就業時間、業種、環境において多様化する働き方のニーズに事業所が対応できていない。	3	多様化する働き方のニーズを把握し、企業実習（職場体験）の受け入れを働きかけることができた。（ひだまりの家） コロナウイルス以後、在宅訓練の実施事業所が増加し働き方が多様化している。特性に合わせ支給決定をしている。（障がい福祉課） 多様な働き方を取り入れている企業はあると思われるが、企業の実態について把握できていない。（商工観光労政課）	多様な企業実習（職場体験）の受け入れを企業・事業所に求めていく必要がある。（ひだまりの家） 今後も継続した対応が必要である。（障がい福祉課） 就職困難者等の雇用に前向きな企業とのつながりを大切にしていく。（商工観光労政課）

照会課	〈障がい者における就労阻害要因〉	ページ	〈就労阻害要因に対しての取り組み内容や評価〉	〈求められていること〉
障がい福祉課	●障がい特性と仕事内容や環境の整合性により、雇用の場・機会が限られる。	4	障がい福祉の訓練等給付を活用し、障がい特性に応じた雇用の場・機会を見出せるよう支援決定し、関係機関と連携している。	・一般就労に向けた就労移行支援事業等の拡充が求められている。 ・就労・就職の前段階としての日常生活のサポート体制・システムの充実が求められている。
	●障がい者雇用に対する情報や知識が、十分に事業者に行き渡っていない。	4	「働き・暮らし応援センターりらく」が企業に対して障がい者雇用導入の相談、雇用している障がい者の雇用管理の相談などを実施している。	「働き・暮らし応援センターりらく」の人材の充実。
	●市内や近隣市でのトライアル雇用の受け入れが少ない。	4	「働き・暮らし応援センターりらく」や就労移行支援事業所等と連携し対応している。	今後も継続した対応が必要
	●就労環境が整っていない。（施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置など）	4	福祉的就労の利用者に関わる機会が多く、一般企業や事業所の就労環境については充分に把握できていない。	企業に対して合理的配慮について啓発する必要がある。
	●企業・事業所における「障害者法定雇用率」の遵守・達成が十分でない。	4	国や県の啓発事業への協力した。	障がい者雇用に関する情報提供や啓発活動を進める（障がい者が行える業種、業務内容の拡大、企業・事業所における「障害者法定雇用率」の更なる遵守・達成の周知等）。
照会課	〈ひとり親家庭（母子・父子）家庭の保護者における就労阻害要因〉	ページ	〈就労阻害要因に対しての取り組み内容や評価〉	〈求められていること〉
子育て支援課 幼児課	●子どもの保育環境が就労に直接的な影響を与える。	5	待機児童を出さないために、定員超過が見込まれる小学校区に対して、施設整備や他の公共施設の活用を行った。（子育て支援課）	学童保育所の利用希望者が希望どおりに利用できる環境が必要。（子育て支援課） 保育所の利用希望者が希望どおりに利用できる環境が必要。（幼児課）
	●子どものケアに対する社会資源が不足している。	5	病後児保育事業を実施し、保護者の就労等により家庭での保育が困難な子どもの保育を行った。（子育て支援課）	企業における看護休暇などの積極的な取り組み。（子育て支援課）
	●フルタイムで働くのが難しい（出勤時間・残業時間の調整が必要な場合がある）	5	児童扶養手当の現況届期間に合わせて、市役所で出張ハローワークを実施した。（子育て支援課） 母子・父子自立支援員を配置し、就労の相談に対応し、必要に応じて母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、ひとり親の就労支援に取り組んだ。（子育て支援課）	就労相談体制の整備。（子育て支援課） 企業における育児休暇や時短勤務などの積極的な取り組み。（子育て支援課）
照会課	〈出身地に対する歴史的・社会的な偏見における就労阻害要因〉	ページ	〈就労阻害要因に対しての取り組み内容や評価〉	〈求められていること〉
人権擁護課 (コミセン治田西) ひだまりの家	●部落差別意識が拭いさられていない。	5	正しい理解と認識を深めるために繰り返し研修啓発を充実させる。（人権擁護課・コミセン治田西）	部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深める。（人権擁護課・コミセン治田西）
	●就労だけでなく、複合的要因を抱えている。	5	就職、生活、健康、教育等の相談事業の充実を図る。（人権擁護課・コミセン治田西）	相談員の育成。相談事業の充実。（人権擁護課・コミセン治田西）
照会課	〈学卒無業者・若年者における就労阻害要因〉	ページ	〈就労阻害要因に対しての取り組み内容や評価〉	〈求められていること〉
少年センター 学校教育課	●就労の意味の理解や社会性・コミュニケーション能力が欠けている。	6	相談者の就労に関する状況を把握し、アセスメントに基づいた支援を行う。（少年センター） 中学卒業後の就職について面談等において、個々に応じた具体的な助言を行った。（学校教育課）	基礎的な就労理解・コミュニケーションスキルの育成。（少年センター） 就職に対しての理解やコミュニケーション力の育成機会の確保が必要である。（学校教育課）
	●就労に際して、一定の学歴が求められることがある。	6	相談者に対して就労支援・就学支援の両面から関わる。（少年センター） 就労に際して、中学卒業者の就職先が少ない。（学校教育課）	本人の能力に応じた就労機会の確保。（少年センター）
	●就労経験がないことや就労経験が乏しいことが不利に働くことがある。	6	就労相談時に就労に関するスキル向上を図る。（少年センター） 中学卒業者に該当しません。（学校教育課）	経験の有無・多少によらない就労機会の確保。（少年センター） 中学卒業者に該当しません。（学校教育課）
	●栗東市や近隣市での、職場体験やトライアル雇用などの受け入れ先が少ない。	6	ハローワーク・各事業所との連携を図る。（少年センター） 中学2年で行っている職場体験は、受け入れ数については多くはないが確保できている。（学校教育課）	市内・近隣地域での就労機会の確保。（少年センター） 受け入れ数は確保できても、職種によって偏りがあるため、新職種開拓が必要である。（学校教育課）
照会課	〈外国人における就労阻害要因〉	ページ	〈就労阻害要因に対しての取り組み内容や評価〉	〈求められていること〉
自治振興課	●外国人に対しての理解が不足している。	6	栗東国際交流協会の異文化交流イベント等をとおして、市民が多文化共生に関する理解を深める機会の提供ができた。	多文化共生に関するニーズの把握、継続した事業実施及び情報発信。
	●言葉の壁があり、コミュニケーションがうまくとれない。	6	栗東国際交流協会が日本語教室を開催し、外国人市民への日本語習得の場を提供することができた。	外国籍市民にとって通いやすい日本語教室のあり方・周知方法の検討。
	●身近に相談できる公的な窓口が少ない。	6	ポルトガル語通訳による生活相談窓口を設置し、外国籍市民に必要な支援ができた。	相談窓口の多言語化。
	●企業の受け入れ体制の調整が不十分である。	6	該当なし	